

司法修習生給費制に関する会長談話

当会は、日弁連と共に司法修習生の給費制維持、貸与制反対の運動を行ってきました。時には、猛暑の中ビギナーズネット及び市民団体の方々と一緒に、静岡市中心商店街をデモ行進して市民の皆さまにこの問題を訴えてきました。そんな中、本日、「民主、自民、公明の3党の幹事長らは18日、国会内で会談し、司法試験に合格した司法修習生の生活費について、今月1日に始まった貸与制を停止し、給費制を1年間延長することで合意した。」とのニュースに接し、感激しました。

取りあえず、1年間ですが、給費制が維持され貸与制が延期されることになったことは運動の大いなる成果です。「貧しい者は法律家になれない」が少し遠のきました。

この成果が出たことにつきましては、当会の給費制維持実現本部の会員をはじめこの運動に協力・支援して下さった全ての会員や市民並びに市民団体の皆さまに対し感謝申し上げます。

この1年の間に司法修習生の支援のあり方が再検討され、給費制の完全復活となることを大いに期待します。そして、それが実現されるまで気を緩めることなく当会も頑張っていかななくてはなりません。今後とも、会員の一層のご協力をお願いいたします。

まずは、ご報告とお礼を申し上げます。

2010（平成22）年11月18日

静岡県弁護士会

会長 伊東 哲夫